

令和3年12月27日

各府省健康管理担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について」の一部改正について（通知）

「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について（令和元年10月30日職職—136）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年12月28日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別添	別添
情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等のための手引	情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等のための手引
1 (略)	1 (略)

2 環境管理

(1) 照明及び採光

ア (略)

イ 「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいいます。

「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺明るさとの差はなるべく小さくすること。」

とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくする必要があるからです。

2 環境管理

(1) 照明及び採光

ア (略)

イ 「ディスプレイ画面上における照度」とは、ディスプレイ画面から発する光の明るさのことではなく、ディスプレイ画面に入射する光の明るさをいいます。

反射型液晶ディスプレイについては、画面が暗いと見にくいので、一般に、より高い照度が必要となります。

「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいいます。

「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺明るさとの差はなるべく小さくすること。」
とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺明るさの差が大きいと眼の負担が大き

<p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>くなるので、なるべく明るさの 差を小さくする必要があるから です。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
--	---

以 上